

## 半田市地域猫活動「キャットサポーター」制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、人と飼い主のいない猫が快適に共生できるまちづくりを進めるため、飼い主のいない猫を地域猫として管理していく者(以下「キャットサポーター」という。)を登録、育成することで、地域猫活動を推進し、地域における飼い主のいない猫に関する問題を軽減することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかである猫（不妊去勢手術が施されている飼い主のいない猫を含む。）をいう。
- (2) さくらねこ 飼い主がいない猫で、不妊去勢手術が施され、その目印として耳先をさくらの花びらの形（V字）に切った猫をいう。
- (3) 地域猫活動 住民、自治区、ボランティア等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、さくらねことし、その猫が命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動をいう。
- (4) 不妊去勢手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の不妊手術をいう。
- (5) 多頭飼育崩壊 複数の猫を飼う際に、不妊去勢手術を行わず無秩序な飼い方をし、異常繁殖した結果、飼育不可能となった状態をいう。

### (対象)

第3条 キャットサポーターに登録することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内在住者又は市内で活動するボランティア団体等（以下「ボランティア等」という。）で、市内における飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し、地域猫活動を行うことができる者
- (2) ボランティア等で、市内における多頭飼育崩壊現場で、猫に不妊去勢手術を施し、その後の適切な管理又は地域猫活動ができる者

### (登録)

第4条 キャットサポーターに登録しようとする者は、自らが地域猫活動を行う場所を定め、市長に半田市地域猫活動「キャットサポーター」登録申請書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 キャットサポーター登録の有効期限は、登録日の属する年の12月末日までとする。
- 3 キャットサポーター登録の更新を希望する者は、毎年12月1日から12月末日までに、市長に半田市地域猫活動「キャットサポーター」登録更新申請書（様式第2号）を提出

するものとする。

- 4 登録内容に変更が生じた場合は、市長に半田市地域猫活動「キャットサポーター」登録内容変更届（様式第3号）を提出するものとする。
- 5 登録の有効期間中にキャットサポーターを辞める場合は、市長に半田市地域猫活動「キャットサポーター」登録辞退届（様式第4号）を提出するものとする。

（登録証の交付）

第5条 市長は、前条第1項又は第3項の申請の内容が適切であると認めたときは、申請者にキャットサポーター登録証を交付する。

（キャットサポーターの役割）

第6条 キャットサポーターが行う活動内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 拠点とする場所の飼い主のいない猫への不妊去勢手術の実施
- (2) 拠点とする場所の飼い主のいない猫及びさくらねこへの給餌
- (3) 拠点とする場所の飼い主のいない猫及びさくらねこのトイレの設置
- (4) 拠点とする場所の飼い主のいない猫及びさくらねこの里親探し
- (5) 拠点とする場所における地域猫活動に関する周知、啓発活動
- (6) キャットサポーター登録を行わず地域猫活動を行っている住民に対する支援
- (7) その他地域猫活動に必要な活動

（市の役割）

第7条 市は、キャットサポーターに対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) キャットサポーターの育成
- (2) 地域猫活動に関する講習会、説明会、意見交換会等の実施
- (3) 地域猫活動に関する広報、周知、啓発活動への協力
- (4) 地域猫活動に必要な物品や用具等の支給又は貸与
- (5) 自治区等への配布物等の作成及び連絡調整
- (6) その他地域猫活動に必要な事項

（キャットサポーター登録の解除）

第8条 市長は、キャットサポーターが次に定める事項に該当した場合には、半田市地域猫活動「キャットサポーター」解除通知書（様式第5号）により通知し、キャットサポーター登録を解除することができる。

- (1) 地域猫活動の趣旨に反する行為を行った場合
- (2) 飼い主のいない猫及びさくらねこに対して遺棄、虐待、殺傷等を行った場合
- (3) その他、市長がキャットサポーター登録の解除が必要であると判断した場合

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

半田市地域猫活動「キャットサポーター」登録申請書

半 田 市 長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

申 請 者 氏 名(又は団体名) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

半田市地域猫活動「キャットサポーター」制度実施要綱第4条第1項の規定により、キャットサポーターとして登録したいので、誓約事項に同意の上、下記のとおり申請します。

記

1. 拠点とする場所 半田市
2. 活動人数（団体の場合のみ記載） \_\_\_\_\_ 名（代表者： \_\_\_\_\_）
3. 対象猫の数（申請時現在の数） \_\_\_\_\_ 頭 【内訳】 オス \_\_\_\_\_ 頭 メス \_\_\_\_\_ 頭

誓約事項

キャットサポーターに登録し、地域猫活動を行っていくにあたり、近隣住民に迷惑をかけたり、良好な生活環境を損なったりしないよう、次のことを遵守します。

- ・ 地域猫活動の趣旨を理解し、近隣住民等への広報、周知、啓発活動等を行い、ルール、マナー、モラルを守って活動を行います。
- ・ 拠点とする場所の飼い主のいない猫への不妊去勢手術を行います。
- ・ 拠点とする場所の飼い主のいない猫及びさくらねこへの給餌、猫トイレの設置等を行います。
- ・ 拠点とする場所の飼い主のいない猫及びさくらねこの里親探しを行います。
- ・ 地域猫活動に興味を持った人に対して必要な協力を行います。
- ・ その他、社会的なマナー、モラルを守って活動を行います。

以上のことを守り、活動を実施します。

年 月 日

半田市地域猫活動「キャットサポーター」登録更新申請書

半 田 市 長 殿

住所 \_\_\_\_\_

申 請 者 氏名（又は団体名） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

半田市地域猫活動「キャットサポーター」制度実施要綱第4条第3項の規定により、半田市地域猫活動「キャットサポーター」登録の更新を申請します。

記

1. 拠点とする場所 半田市 \_\_\_\_\_

2. 活動人数（団体の場合のみ記載） \_\_\_\_\_ 名（代表者： \_\_\_\_\_）

3. 対象猫の数（更新時現在の数） \_\_\_\_\_ 頭 【内訳】 オス \_\_\_\_\_ 頭 メス \_\_\_\_\_ 頭

誓約事項

キャットサポーター登録を更新し、今後も地域猫活動を行っていくにあたり、近隣住民に迷惑をかけたり、良好な生活環境を損なったりしないよう、引き続き次のことを遵守します。

- ・ 地域猫活動の趣旨を理解し、近隣住民等への広報、周知、啓発活動等を行い、ルール、マナー、モラルを守って活動を行います。
- ・ 拠点とする場所の飼い主のいない猫への不妊去勢手術を行います。
- ・ 拠点とする場所の飼い主のいない猫及びさくらねこへの給餌、猫トイレの設置等を行います。
- ・ 拠点とする場所の飼い主のいない猫及びさくらねこの里親探しを行います。
- ・ 地域猫活動に興味を持った人に対して必要な協力を行います。
- ・ その他、社会的なマナー、モラルを守って活動を行います。

以上のことを守り、引続き活動を実施します。

年 月 日

半田市地域猫活動「キャットサポーター」登録内容変更届

半 田 市 長 殿

住所 \_\_\_\_\_

申 請 者 氏名（又は団体名） \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

半田市地域猫活動「キャットサポーター」登録内容に変更がありましたので、半田市地域猫活動「キャットサポーター」制度実施要綱第4条第4項の規定により、下記のとおり届出します。

記

変更内容	変更前	変更後
1. キャットサポーター の氏名、住所		
2. 団体名又は 団体代表者名		
3. 拠点とする場所		
4. その他		

年 月 日

半田市地域猫活動「キヤットサポーター」登録辞退届

半 田 市 長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

申 請 者 氏 名(又は団体名) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

半田市地域猫活動「キヤットサポーター」制度実施要綱第4条第5項の規定により、半田市地域猫活動「キヤットサポーター」登録を辞退したいので届出します。

記

1. 拠点とする場所 半田市

2. 辞退理由 (1) 拠点とする場所に飼い主のいない猫又はさくらねこがいなくなったため。

(2) 地域猫活動を続けていくことが困難な状況となったため。

(3) その他 ( \_\_\_\_\_ )

3. 返却物 ・半田市地域猫活動「キヤットサポーター」登録証

・キヤットサポーター腕章

・その他市から貸出し等を受けた物品

年 月 日

半田市地域猫活動「キヤットサポーター」解除通知書

様

半田市長 ○○ ○○ 印

半田市地域猫活動「キヤットサポーター」制度実施要綱第8条に規定する事項のうち、次に該当する行為を行ったため、キヤットサポーター登録を解除します。

該当事項（該当する番号に○印記載）

- (1) 地域猫活動の趣旨に反する行為を行ったため
- (2) 飼い主のいない猫及びさくらねこに対して遺棄、虐待、殺傷等を行ったため
- (3) その他、市長がキヤットサポーター登録の解除が必要であると判断したため

(理由： )